

第18回軽米町議会定例会

平成29年 9月 8日(金)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

- | | | |
|-----|-----|------|
| 8番 | 大村 | 税君 |
| 11番 | 細谷地 | 多門君 |
| 13番 | 山本 | 幸男君 |
| 12番 | 古館 | 機智男君 |

○出席議員（14名）

| | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 中 里 宜 博 君 | 2 番 | 中 村 正 志 君 |
| 3 番 | 田 村 せ つ 君 | 4 番 | 川 原 木 芳 蔵 君 |
| 5 番 | 上 山 勝 志 君 | 6 番 | 館 坂 久 人 君 |
| 7 番 | 茶 屋 隆 君 | 8 番 | 大 村 税 君 |
| 9 番 | 松 浦 満 雄 君 | 10 番 | 本 田 秀 一 君 |
| 11 番 | 細 谷 地 多 門 君 | 12 番 | 古 館 機 智 男 君 |
| 13 番 | 山 本 幸 男 君 | 14 番 | 松 浦 求 君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------------------|-------------|
| 町 長 | 山 本 賢 一 君 |
| 副 町 長 | 藤 川 敏 彦 君 |
| 教 育 長 | 菅 波 俊 美 君 |
| 総 務 課 長 | 吉 岡 靖 君 |
| 税 務 会 計 課 長 | 小 笠 原 亨 君 |
| 町 民 生 活 課 長 | 川 島 康 夫 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 於 本 一 則 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 高 田 和 己 君 |
| 地 域 整 備 課 長 | 川 原 木 純 二 君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 西 館 徳 松 君 |
| 監 査 委 員 | 竹 下 光 雄 君 |
| 教 育 次 長 | 佐 々 木 久 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 高 田 和 己 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 吉 岡 靖 君 |
| 健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長 | 堀 米 豊 樹 君 |
| 水 道 事 業 所 長 | 川 原 木 純 二 君 |
| 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長 | 平 俊 彦 君 |
| 総 務 課 担 当 主 幹 | 梅 木 勝 彦 君 |
| 税 務 会 計 課 担 当 主 幹 | 戸 田 沢 光 彦 君 |
| 町 民 生 活 課 担 当 主 幹 | 福 田 浩 司 君 |
| 健 康 福 祉 課 担 当 主 幹 | 坂 下 浩 志 君 |
| 健 康 福 祉 課 担 当 主 幹 | 大 西 昇 君 |
| 産 業 振 興 課 担 当 主 幹 | 小 林 浩 君 |

地域整備課担当主幹
教育委員会事務局担当主幹

江刺家 雅 弘 君
大清水 一 敬 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長 補 佐
議 会 事 務 局 主 査

佐 藤 暢 芳 君
小 林 千 鶴 子 君
鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。
本日の一般質問は、通告順によって8番、大村税君、11番、細谷地多門君、13番、山本幸男君、12番、古舘機智男君の4人といたします。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎一般質問

- 議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、一般質問を行います。
質問通告に基づき、発言を許します。
-

◇8番 大村 税 議員

- 議長（松浦 求君） 8番、大村税君。

〔8番 大村 税君登壇〕

- 8番（大村 税君） おはようございます。通告に基づきまして、2項目について質問をさせていただきます。

まず、地域おこし協力隊の応募状況についてお尋ねいたします。この項目につきましては、3月議会でも一般質問をさせていただいたところではありますが、6カ月経過した中での、現在の進捗状況等をお伺いするものであります。

ご案内のとおり、地域おこし協力隊は、2009年に総務省の地域活性化対策の一環として創設され、地方自治体が都市部から外部人材の移住、定住を図る制度であります。市町村からの委嘱を受け、地域づくり活動を実践していくものでございます。その人件費は、特別交付税で措置される制度となっております。

総務省の統計では、平成28年度においては全国886自治体、3,978名が委嘱されて活躍しているとのことでございます。岩手県においては、83名現在活躍しているというところでございます。近隣市町村の状況を話させていただきます

と、二戸市が6名、久慈市11名、隣の葛巻町は、今月の3日で3人の新しい協力隊員が委嘱されて5名となっておりますし、洋野町1名、また隣の青森県田子町、五戸町、南部町でも、私もお世話になっている方々からの、おつき合いさせていただいた方によりますと、大変活躍されているようであります。

本町におきましては、本年度の当初予算に地域おこし協力隊採用にかかわる予算を計上し、町のホームページ等で町の特産品であるホップ栽培を中心とした農業にかかわる知識、技術の取得、販売促進につながる農業情報の発信、地域行事やコミュニティ活動の応援に対して1名を募集しておりますし、また特産品販売所のミル・みるハウスの経営管理と新しい企画立案・実行、あるいは地元観光施設のPR、イベント等の企画を実行するなど1名を募集しているようであります。以上のことを踏まえて、次の点についてお伺いいたします。

第1点は、本年度、これまで応募がどの程度あり、採用状況はどのようになっているのか、また問い合わせ件数はどの程度あったのか、1点。

町として、地域おこし協力隊採用に向けてどのような誘致活動、PR活動の展開を行ったのか、2点目。

仮に応募がなかったとすれば、何が課題、問題等であると考えるか。その検証、検討はどの部署、どなたがなされているのか。そして、今後の見通しと推進施策についてお尋ねをいたします。

以上についてご答弁をお願いいたします。

○議長（松浦 求君） それでは、総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 大村議員の地域おこし協力隊の応募状況についてのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、昨年11月に設置要綱を定め、本年2月に募集要項を定め、募集活動を行ったところでございます。

大村議員もおっしゃったとおり、募集した地域おこし協力隊の活動内容につきましては、農業を一つの生業として、新たな生活スタイルの確立や農業の活性化につながる活動を行う隊員を1名、飲食店の経営のノウハウを学び、経営管理や新たな企画立案の展開の中で起業を目指す活動を行う隊員1名の計2名を募集したところでございます。

ご質問の本年度の応募と採用でございますけれども、応募、採用はございませんでした。問い合わせについては、1件いただきまして、8月10日にはご本人から町内を視察いただいたところでございます。

町のPR活動につきましては、町のホームページを通じまして発信しております。

3点目の、なかった場合の検証はどこでやるのか、今後の推進等につきましてはで

ございますけれども、検証は総務課のほうで行っております。

今後の推進につきましては、インターネット等を見ましても、地域おこし協力隊員のいろいろな声が発信されているようでございます。実際定住につながったのが6割程度と記憶しておりましたけれども、定住につながらなかったのは、やはり何かの原因なりもあったのではないかと考えてございます。

今後につきましては、募集の情報発信のあり方をもう少し見直しを行いまして、募集に係る当町の背景や事業の将来像、隊員に期待する成果なども具体的にお示ししながら、そして採用後、具体的にどのような業務に当たるのか、あるいは配属先はどこになるのか、その配属先はどのような業務をしていくところなのか、そういった応募いただく隊員にとってイメージを持っていきやすい、そして将来のことも考えていただけるような応募の内容といたしまして、再度発信していきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 8番、大村税君。

〔8番 大村 税君登壇〕

○8番（大村 税君） ご答弁を詳細にいただきまして、ありがとうございます。これまでのところ、採用実績はゼロということですが、久慈市とか二戸市においては5名以上の委嘱がなされ、地域活動に活躍されているということを私どもも情報をつかんで、いいことだなと、このように思っております。

本町においても、これまで募集がないという実態を考えますと、募集する内容、要項等にいささか魅力がないプログラムだったのかなというふうに懸念も私抱いているところでございます。

活動内容の問題があるのではないかと考えますが、また募集、応募する方が関心、興味のある内容にというようなことも今ご答弁いただきましたけれども、募集内容をいま一度検討してみてもと思いますし、また地域おこし協力隊のアドバイザー組織も国であるところでございますので、そのアドバイザー組織を活用したメニューを考えてもいいのかなと、このように思うことから、再度町長の地域おこし協力隊についてのお考えをお伺いいたしたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） 町長。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 今大村議員からいただいた提案を含めて、いろいろまたどのようにしたら応募していただけるのか、先般1名の女性の方が見られまして、いろいろ中身を聞いていらっしゃるようです。皆さん軽米だけではなく、いろんなところを、やはり1カ所だけではなくて、いろいろ興味を持ちながら、研究しながら、最終的に決定しているようでございますので、近隣の動向等も見ながら、含めて検討して、

また募集に応じていただけるような状況をつくってまいりたいと思っております。
以上で終わります。

○議長（松浦 求君） 8番、大村税君。

〔8番 大村 税君登壇〕

○8番（大村 税君） 町長からのお考えもいただきまして、先が明るい気持ちにもなるところでございしますが、人口減少や過疎化の進行などの課題が多い中において、地域おこし協力隊の活用は町の活性化にも大いに寄与するものと私は考えているところでございますので、募集内容をしっかりと精査し、検討し、募集方法、周知、PR活動を充実させつつ、再度募集を行うというようございまして、しっかりとした魅力のあるテーマ、メニュー、プログラムにして、再募集を望みまして、この質問は終わり、次の質問に入らせていただきます。

次にですが、通告にあるように、鳥獣被害防止対策についてお伺いしたいと思っております。まず、近年において情報誌上等でも鳥獣類等の生息域が拡大しているとの情報が目につき、本町においてもニホンジカが2年前から目撃されるようになりました。今年度の予算にも計上し、調査、駆除対策対応しているものと認識しているところではありますが、私が確認しているところでは、春先に横井内地区の稲作、増子内地区の稲作が若いうちに食害が発生したということも行政のほうでも報告があったらうと、そのように私は情報を得ているところでございますが、私も6月の定例議会でしたかに出席する際に、県道戸呂町軽米線の上館地区の、ちょうど道路災害があって、今県のバリケードを置いたところで、目の前をニホンジカに横切られてびっくりしたところございまして、上館の八坂神社のほうに逃げていったというような状況でびっくりしておりました。すぐ目の前にもあらわれるようになって、大変心配しているところでございます。

ところで、現在の生息範囲と被害状況について、どのように把握されているか、1点お願いしたいと思っております。

また、今までは宮城県が北限とされていたイノシシについてもお伺いしたいと思っておりますが、生息域を広げる近年は、本県または秋田県でも目撃され、7月には世界遺産の白神山地周辺で初めて確認されたということでございまして、我が町においても2カ所で目撃されているところでございます。猟友会の方から、その情報を寄せられたところございまして、隣の洋野町の城内では、被害があって駆除に取り組んでいるという情報も聞いたところございまして、本町におきましては、笹渡、百目金地区で目撃、スマホで目撃写真を、猟友会の方が撮ったものを見せていただきました。親子なそうございまして、大変イノシシは繁殖力が旺盛で、年間四、五頭ずつふえていくと。このままふえ続けていくと、大変農業農産物被害のみならず、人体にも被害が及ぶのではないかと大変危惧しているというふうな猟友会の方

々の情報をいただいておりますので、町としての把握状況、あるいは被害状況、対策状況等、あわせてお尋ねしますが、よろしく願いいたします。

○議長（松浦 求君） ちょっと休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（松浦 求君） 再開いたします。

それでは、産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） 大村議員の鳥獣被害防止対策についてのご質問にお答えします。

最初に、ニホンジカの生息状況につきましては、平成27年ごろから町内における目撃情報が増加しており、目撃件数は平成26年度に21件であったものが、平成28年度は36件で、目撃の頭数も単体であったものが、つがいあるいは複数頭で目撃されるようになってきております。

また、被害状況につきましては、平成26年度が被害面積178アール、被害額86万円であったものが、平成28年度には被害面積811アール、被害額393万円と増加しております。

次に、イノシシの生息についてでございますが、私どもの産業振興課のほうに確実な目撃情報はいただいております。ただ、岩手県によりますと、当町はイノシシの定着地域3市町村と侵入地域16市町に入っておらず、生息情報がない警戒地域とされております。しかしながら、今年度の見直しの軽米町鳥獣被害防止計画には、イノシシも捕獲駆除の対象鳥獣に入れる予定としております。

次に、鳥獣被害防止対策についてでございますが、平成26年度に軽米町鳥獣被害防止計画を作成し、現在今年度の見直し計画を岩手県と協議中でございます。さらに、平成27年度には軽米町鳥獣被害対策実施隊を設置し、現在隊員26名で有害鳥獣の捕獲、駆除、追い払いや生息被害調査などを行っており、平成29年度には岩手県鳥獣被害防止総合支援事業の補助事業を実施することにより、有害捕獲、有害防除のための箱わなやトランシーバー、センサーカメラなどの機材を購入する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 8番、大村税君。

〔8番 大村 税君登壇〕

○8番（大村 税君） 現在の生息域、あるいは被害状況対策等について詳細にご説明いただきまして、町の鳥獣生息被害等を知ることができました。ただ、今答弁にもあ

ったように、国、県でもこの獣類の被害対策については非常に重要課題と捉えているというの情報として掲載されているところでございますし、平成29年度はこの対策費として国で97億円計上されたようでございますし、また平成30年におきましては、56億円増の153億円を国に要求して対応、対策をするというような情報も私情報誌から学んだところでございますが、また分布拡大防止も重視しているようですので、県においても自然保護課、鳥類災害対策の課でもって、そのイノシシ等の対策をこれから各自治体と調整しながら、しっかりとした対応対策をしていくというようなことも県のほうからもお聞きしておりますし、それを県との協議をしっかりとって、被害のない対策を講じてほしいものだなと思っておりますし、また早い段階から対策をしないと防げないというのが事例にも、イノシシ対策をしている例も載っておりますので、しっかりとした対策をお願いしたいなど、このように思います。

それで、先ほど課長のご説明にありましたが、今年度において対策として自動カメラ、あるいは捕獲わな、駆除隊編成等補助制度を活用し、対応することとなっているようでございますが、その取り組み状況はどうなっているのか。今現在カメラとか、あるいは無線機器、あるいは捕獲わな等を準備されているのか。猟友会の方々からお話を聞きますと、予算化はしているけれどもまだ機材は見たことがないと、どうなっているのでしょうかというようなことをお尋ねされたので、再度この件について、現在の状況がもうそろっているのか、これからこの予算を執行するのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） 産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） ただいまご質問のありました大村議員の、予算はあるけれども、実質的にまだ購入していないというお話ですけれども、現在のところそのとおりでございます。実施隊の皆様と今年度の予算要求のときにお話をしまして、その前に県のほうですけれども、国の補助があるので、その補助範囲の内容とか、その条件等を勘案しまして、実施隊の方々と協議をしまして、今年度予算要求をしまして、補助がついた分と言えば失礼ですけれども、その分について予算計上し、現在実施隊の皆様と協議中でございます。

対象の鳥獣類ですけれども、カモシカとかツキノワグマとかございますけれども、それぞれ今年度は、昨年も実質的に使いましたけれども、今まで猟友会の方が持っていました箱わな、それを使わせていただきましたけれども、やっぱりこちらでも用意しなければだめだということで、その箱わな、主に鹿とか熊の状況ですけれども、あとは実施隊の方々が現地で情報交換するトランシーバー、それからセンサーカメラにつきましては、ツキノワグマ等であれば人家に近いところはかなり厳しい

のですけれども、それ以外のところであってもカメラ等をつけまして、実際にいるのか、どのような行動をしているのかということを実施隊の方々も把握できるような感じのセンサーカメラの機材の購入を現在のところ予定しております。

いずれ26年度にこの計画が始まったわけですがけれども、議員おっしゃいますとおり、急速に生息域が広まっているのも事実でございます。それらも勘案しながら、予算あるいは補助の状況等を見ながら、これからも考えていきたいと思っておりました。今のところ、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 8番、大村税君。

〔8番 大村 税君登壇〕

○8番（大村 税君） ただいま予算化をされているというようなご説明でございますので、できるだけ早目に猟友会との協議を重ねて、被害が最小限に抑えられるような対策を講じてほしいものと思っております。

また、確認でございますが、熊の目撃情報は、情報無線等で放送されておりますが、本町においても目撃情報以外に今年3月中旬に国道395号の町道山口線の丁字路から観音林の市街に入る丁字路の中間付近で熊が自動車にはねられて事故死した経緯がございます。このことについて、庁内でも横断的に確認されておったのか、また情報の町民への周知を図られたのか、確認したいと思います。

私は先般、6カ月を過ぎた現在であります。猟友会の方からお聞きして、大変驚いたところでございます。道路上の事故で熊が死亡しているということは、もう人家、民家に大分熊が近寄っていると、増頭数も想像以上であり確認しなければならないということを猟友会の方々もお話ししておりました。町民への注意喚起もあるので、速やかな周知をするべきではないかなと、このように思うことから、この熊のことについても再度確認、あるいは情報周知、あるいは対策等についてのお考えをお尋ねします。

また、けさほど猟友会の方がおいでになりまして、戸草内地区で昨年度もデントコーンが大分被害を受け、行政のほうに連絡したが、何ら希望の持てる回答がなかったと。ことしもそのような感じであろうと我慢していたけれども、猟友会の方が、いや、情報をしっかりと行政に伝えて、それなりの対策等を考えて共有しなければならないということで、行政に報告したそうであります。その中で、担当者が今不在であるか、出張であるかというふうなニュアンスで、来週の月曜日でなければ現地確認調査はできないというようなことを話をされた。大変後ろを向いた対応の仕方だなというふうな苦情のお話をけさほどお聞きいたしました。その辺をやはり行政でもしっかりとした情報を把握して、さらに迅速な対応をするべきではないかなと、このように思って再三質問させていただきますが、このことについてもお考

えをお聞かせいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長（高田和己君） ただいまの大村議員の質問にお答えします。

最初に、山口地区の道路上で熊がひかれたということにつきましては、はっきりとした記憶はございませんけれども、その話は聞いております。

2点目ですけれども、熊の駆除の方法につきましては、これは軽米町の鳥獣被害防止計画案の中にあるのですけれども、いずれ県からもチェックしていただきましたけれども、ツキノワグマについては町としての捕獲頭数、目標はしていませんが、県ツキノワグマ保護管理計画に基づき、適正な捕獲をすることになっております。

実際の話としまして、通報があった場合ですけれども、一番最初に考えなければならぬのは人的被害の防止、それを最優先に考えまして、現地調査、または状況の聞き取り等を行いまして、町民生活課、産業振興課、それから鳥獣被害防止対策の実施隊の方々と協議をしまして、県に届け出をして、県から指導を仰いで対策をとることにしています。

防止対策の方法としましては、まず最初に追い払い、次に電気柵などによる防護、わなによる捕獲となっています。いずれもツキノワグマにつきましては、県の指導等を仰ぎながら、また実施隊のご協力を仰ぎながら対策をとることになっております。

情報の周知ですけれども、それにつきましては町民から通報があった場合、町民生活課、産業振興課の担当で協議をしまして、危険が及ぼす範囲内が速やかにわかるのであれば、できるだけ早急に町民の方々に周知することに現在のところなっております。

戸草内のデントコーンにつきましては、町民生活課の担当のほうでお話ししましたけれども、電話をかけて本人から状況を聞き取り、それをまとめて県の二戸保健所のほうですけれども、電話をして、対策につきましてはということで、いずれ人家からかなり離れているようですし、対象のデントコーンもかなり広いようですから、その農家の方もやったそうですけれども、まず追い払いの方法で考えて、それからまた次の方法を考えましょうという指導を受けて、そのようにすることになっております。

以上でございます。

◇ 11番 細谷地 多 門 議員

○議長（松浦 求君） それでは、次の質問者に移ります。

1 1 番、細谷地多門君。

〔1 1 番 細谷地多門君登壇〕

○1 1 番(細谷地多門君) おはようございます。私は、今回2つの項目について通告しておりましたので、順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1項目めなのですが、小軽米四部落共有地に係る登記移転未了問題についてであります。

1点目、軽米町は森林開発公団、現在は独立行政法人緑資源機構というそうですが、その公団が事業実施した大規模林道、今の呼び名は緑資源幹線林道八戸川内線の用地に供するため、昭和56年3月31日に小軽米四部落共有地と土地売買契約を締結し、大規模林道用地として山林6万477.54平米、約6町歩を取得し、土地売買代金302万3,877円を支払っております。がしかし、にもかかわらず、いまだ土地所有権が軽米町に移転登記されておられません。そこで、移転登記に向けての現在までの進捗状況をお知らせください。それが1点目です。

2点目は、共有地は法人格を有しないため、登記申請能力がなく、所有権移転登記ができないまま現在に至っております。これまで当局は、所有権移転登記に向けてある程度努力してきたと思いますが、共有地の法人化へ向けて当局はどのような指導、助言、観察、喚起を促す行動をとってきたのかを伺いたいと思います。それが2点目であります。

それから3点目は、大規模林道用地取得に係る登記移転未了に関する事実、実態が私たち町議会及び一般町民の前に明らかになったのは平成17年、土地売買契約を交わし、代金を支払ってから実に24年間もの間経過してからのことでもあります。小軽米四部落共有地側の不誠実な契約違反行為が、この結果の主因となりますが、過去の当局の姿勢、行動は余りにも無責任、ずさん、怠慢と言わざるを得ません。

土地売買契約書を交わし、代金を支払ってから既に今日まで36年間という長期間が経過しております。しかしながら、いまだに契約内容を履行、実施される状況にございません。山本町長は、町の行政トップとして、これらの状況をどのように認識し、履行させるのか、強い決意、姿勢を伺いたいと思います。

以上、3点についてよろしくお願いいたします。

○議長(松浦 求君) それでは、答弁をさせます。

1番と2番、産業振興課長、高田和己君。

〔産業振興課長 高田和己君登壇〕

○産業振興課長(高田和己君) ただいまの細谷地議員の小軽米四部落共有地に係る登記移転未了問題についてのご質問についてお答えします。私からは、大規模林道用地取得に係る登記移転未了に関する現在の進捗状況についてと共有地の法人化に向けた町の指導、助言についてお答えします。

まず、大規模林道用地取得に係る登記移転未了に関する現在の進捗状況ですが、昭和56年3月31日に小軽米四部落共有地と町が土地売買契約を締結し、町が小軽米四部落共有地に対して土地売買代金を支払い済みであります。いまだ所有権移転登記ができない状況であります。そのため、所有権移転登記を進めるに当たって、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律により入会林野整備計画を定め、生産森林組合として法人化する方向で進めているところであります。

しかしながら、小軽米四部落共有地には、区域内農用地を所有しており、その状態で法人化することは難しいことから、農用地区域からの除外に向け、直近では本年8月3日に県の担当者と協議を行い、現在事務手続を進めているところであります。

また、農用地区域から除外された後の入会林野整備計画の申請についても協議を行っており、所有権移転登記の早期完了に向けて進めているところであります。

次に、共有地の法人化に向けた町の指導、助言についてですが、小軽米四部落共有地通常総会や入会林野整備計画実行委員会等において、法人化に向けた手続の進捗状況の確認や指導、助言を行っているところであります。また、今後手続を速やかに行うため、県の入会林野整備事業の担当者と協議を行って、今後においても早期に所有権移転登記がされるよう関係機関と連携し、指導してまいります。

○議長（松浦 求君） それでは、町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 小軽米四部落共有地に係る登記移転未了問題に対する町の決意、姿勢についてお答えいたします。

この件につきましては、これまでも早期に解決するようご指摘を受けており、町といたしまして、小軽米四部落共有地通常総会や入会林野整備組合実行委員会等において、法人化に向けた進捗状況の確認や手続の流れなど、県の指導を仰ぎながら、指導、助言を行ってきたところであります。土地売買契約締結から36年経過していることを大変重く受けとめております。

今後農業振興地域の整備に関する法律の手続を経て入会林野整備計画を定め、生産森林組合として法人化し、一日でも早い所有権移転登記が実現されるよう関係機関との連携を図りながら、解決に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 私の質問に対しての答弁は、想定されたとおりだったなと思っております。これまでも過去の特別委員会等でも指摘し、同じような答弁を受けてまいりました。そこで、また再質問したいと思います。

法人化に向けての進捗状況を伺って、さっぱりはかどらない、スピード感に欠ける印象を強く持ちます。一体あと何年かかれば法人化し、登記移転ができるのでしょうか。もう正直あきれざるばかりです。小軽米四部落共有地は、山林、原野、畑、田んぼ等合わせて約515ヘクタール、515町歩と伺っております。組合数は217名。登記を持たない団体、そして広大な面積を持ちながら、森林資源以外への有効活用ができないのです。地上権設定もできない、貸すことも、売ることもできないのです。ちなみに、山内地区における自然エネルギーを利用する太陽光発電事業による利用計画、八戸自動車道のルートの一部が山内共有地にかかり、そのことから、昭和50年に山内生産森林組合が法人化され、現在は合同会社山内森林資源開発という会社組織にし、本社が東京にある株式会社レノバによる事業主体、このたび西ソーラー、平成31年7月売電開始予定と伺っています。また、東ソーラーについては、31年、同年12月に売電開始予定と伺っております。

西東、合わせて約300ヘクタール、300町歩という広大な面積ではありますが、その森林を有効利用、つまり貸すことにより、地代が1年間に約1億4,000万円程度、それが毎年20年間入ってくることになるわけです。私たち議員も案内をいただき、昨年とことしの4月、西東それぞれの地鎮祭に参加してまいりました。大人数の参加者で、地区を挙げての大きなイベントでございました。

話を小軽米四部落共有地に戻しますが、以上のことから、法人化することによって将来さまざまな運用、利用ができる、そのことが地域の活性化につながり、メリットが広がっていくと確信するものです。そこで町長、法人化を最短でこれから実現するためにも、これまで長く時間がかかり過ぎてきた経緯などから、ここに至っては、組合組織の中身に踏み込んで早期に実現するべきと考えます。

例えば年1回の通常総会の様子を伺っても、ほとんどの参加者は高齢者とか女性ばかり、活発な質疑や意見を述べるなど、若い層の方々は全くと言ってよいほど参加しない実態。すなわち現在の役員の方々を次の世代、もう少し若い方々に全て交代すとか一新するなど、もっと強い姿勢で臨まないと、また延び延びになり、あつという間に何年と経過するのは目に見えています。

これまでも当局から、共有地組合に対して複数回要望もしているにもかかわらず、なかなかスピードが出ない。所有権がなくても、使用权があれば不便なく使えるので困らないという町の姿勢に見えて仕方がないのであります。中身に踏み込むことを遠慮した姿勢に見えてなりません。当局の姿勢に甘さを感じます。町長、いかがですか、もう一度お答えください。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔「議長」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） はい。

〔「ただいまの発言について、ちょっと疑問を感じます」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） ちょっと待ってください。今答弁してから。

〔「役員を若い人に切りかえるとか、共有地の実態を……」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 13番、今答弁してからにしてください。

〔「小軽米共有地が決めることですよ」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 13番、こっちから答弁があつてからにしたいと思います。町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地議員の再質問にお答えいたします。

先ほど述べたことに尽きるわけですが、町としてもこれまでもできるだけのことをやってきましたし、今後も我々のできることは全てやっていきたいというふうに思っております。早期実現に向け、いろんな関係機関と連携を図りながら、一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、再開いたします。

11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 答弁いただきました。

それで、質問ではありません、3回目です。また、再度町長にお願いです。質問ではありません。強い姿勢で今後とも臨んでいただき、当然一日も早い解決を強く要望したいと思います。

それでは、2項目めについて質問したいと思います。2項目めは、大川宇八郎氏の生誕地についてであります。北海道音更町と本町が姉妹提携してから30周年記念イベントを催したのは、たしか一昨年のことだと記憶しています。本町出身者であった大川宇八郎氏は、明治13年、音更町に定住した最初の和人であり、開拓の祖、先駆者と言われ、多大な功績があつたことなどが縁で、両町相互による交流が続けられ、現在に至っていることはご承知のとおりであります。

「大川宇八郎氏は、安政2年、1855年、岩手県九戸郡軽米村大字軽米で、父

永八の長男として生まれ、実家は酒屋を営んでいたが、余り思わしくなく、おまけに商品の酒を腐らせたのが致命傷で、のれんは大きく傾いた。小学校を出て家業を手伝っていた青年宇八郎氏が単身で北海道に渡った理由がここにある」と史料には記載されております。また、「不安な未開の地でアイヌ人と交易を始め、十勝内陸定住の祖となった。以来多くの入植者を助け、みずからも農牧業を営み、相次ぐ冷水害、病虫害にもくじけず、かたい決意と不屈の信念を貫き、十勝開発の先駆者として功をおさめたが、特に馬産改良に残した功績は大きく、開拓者の範とたたえられ、昭和12年、下士幌において、そのとうとい生涯を閉じた」と記しております。

「翁」と書くようですが、「オウ」という呼び方をしているようです。「ここに翁の足跡をたどり、碑を建てて長く偉徳を顕彰する。昭和35年9月10日 音更町発祥の地」という文字を刻んだ大きな自然石と、そのすぐそばに黒御影石に功績の由来を記した記念碑が建立されており、音更町を表敬訪問した際に、バスで案内いただき、見せていただいた経緯があります。

しかし、大川宇八郎翁出身の肝心の本町には、いまだに生誕の地、場所などがわかるような目印がないのです。指標なるものをぜひ建立すべきと思いますが、いかがですかという質問であります。よろしくお願いします。

○議長（松浦 求君） 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 細谷地議員の大川宇八郎氏の指標建立についてのご質問にお答えいたします。

大川宇八郎氏は、細谷地議員の紹介にもございましたが、1855年に軽米村に生を受け、その後蝦夷の地に渡り、アイヌの人々との交流を通じ、多くの入植者を受け入れたとされております。明治13年には、音更の地に和人として定住、農牧業を営み、かたい決意と不屈の信念を貫き、十勝開発の先駆者として広くたたえられて、音更町開拓の祖として伝えられているところでございます。

その大川氏をご縁とし、昭和60年10月、当町と音更町との姉妹町としての締結に至りました。皆様ご承知のとおりでございます。その後につきましては、両町について理解を深め、スポーツや文化活動、児童による相互訪問など幅広い分野において交流を深め、平成27年には姉妹町締結30周年を迎えたところでございます。

細谷地議員には、大川氏に係る指標を建立してはどうかとのご提案をいただいたところでありますが、当町と音更町が今後とも相互に交流を深め、一層の友好関係を築くとともに、後世にそのゆかりを伝え続けるためにも、指標の建立につきましては検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） ただいま総務課長から答弁いただきました。ぜひ建立に向けて前向きに検討、普通の検討ではなくて、前向きな強い検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ再質問したいと思ひます。これは、教育委員会のほうにお願ひしたいのですが、よろしいでしょうか。

「ものやわらかで世話好き」、史料の内容を抜粋したものなのですが、「自分は和人であるといった特権意識など少しもあらわさない宇八郎翁のことは、コタンからコタンへ広がり」、多分アイヌ語だと思ひますが、「次第にウタリの間評判になっていった。宇八郎翁は、決して暴利をむさぼるようなあくどいもうけ方をしなかつた。アイヌの人たちから信望され、慕われるもとなつた。晩年の大川宇八郎翁は、つまずきの連続だつた。彼の財産におぶさつた何人かの人たちによつて、土地も家屋も根こそぎ失うことになる。寝る間も惜しんで挫折と逆境をバネにした不屈の人生にも限界があつた」ことなど、史料を少しのぞいたのですが、もっと知りたくなる、興味が非常に湧いてきて、名前は聞いているのですが、なかなかその中身に入つての勉強が足りず、私も感心して、今はいい機会だつたなと思つております。

そこで、私はちょっと記憶にありませんが、例えば広報かるまいとか、そういうのに掲載するとか、大川宇八郎翁の功績、そのようなことを掲載していただければいいのかなど。多くの町民から、また再度認識、そういう人なのだなどというようにことを改めて感じてもらえばいいのかなど、そう思つています。

また、参考の冊子なりその資料があれば、自由に町民が見られる環境といひますか、そういう部分をぜひお願ひしたいものだなということを感じますが、その点についていかがでしょうか。よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（松浦 求君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） お答えいたします。

音更町との交流、子供たちも続けております。お話しありましたとおり、姉妹町が結ばれて翌年からということになりますから、今年度で32回目という本当に切れ目なしの交流を続けております。大川翁についても、その研修生の事前の学習会のときに、当然触れます。学習しております。そういったことで、研修生との、小学校からも来ますので、その子たちが学校に帰つたとき、いろんな話のときに、この大川翁の話とか音更町の話等にも触れているというふうにお願ひしております。そう

いったところから、音更町とか、あるいは大川翁についての理解が深まればいいなというふうなことを一つ考えております。

今お話しありましたように、今後につきましても、この大川翁について、あるいは音更町について、広報等で紹介をというお話もございました。そういったことも含めて、子供たちのみならず、一般の皆様にもいろんな形でご理解いただくような機会、これからも考えていきたいというふうに思っております。ご提言に感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） それでは、一旦休憩をいたしたいと思っております。20分まで休憩をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇13番 山本幸男 議員

○議長（松浦 求君） 一般質問を行います。

13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 議長の許可を得ましたので、通告しておりました2点、いちい荘の建設、火葬場の建設について質問いたしますので、よろしくお願ひします。

2件とも、いずれも一昨日の同僚議員から質問があり、私の質問が重複、あるいは繰り返しの質問になるかもしれませんが、思いは同じ、当局もまた同じなことではないかなと、そう思っておりますので、町長及び担当する課長より答弁をお願い申し上げたいと思っております。

いちい荘の建設について質問いたします。この施設は、二戸地区の広域で、二戸管内の市町村が出資して、県北で初めての介護、特養の施設として建設され、その運営は軽米町で昭和51年にスタートした施設だと思っております。当時の町長は、中村省三さんではなかったのかなと記憶しているところでございます。

その後いちい荘は軽米町に移管され、平成21年に行政改革の一つとして社会福祉協議会に移管、はや40年。町民の暮らしと健康を守って頑張ってくれた施設、歴史のある施設だと、そう考えております。

昨年6月の議会には、いちい荘を利用する代表者5名の方々から請願書が提出され、議会はその請願を満場可決採択しております。町長も、先月いちい荘を訪問し、壁等亀裂が各所に見られるという感想を述べられておりました。8月28日には、

町社会福祉協議会の理事全員署名のいちい荘早期建設の請願、あるいは陳情が提出されたこと町長より報告がありました。今町民が望んでいること、関心が高いのは、早期にいちい荘を建設してもらいたいという願いではないのかなど。いちい荘の建設を最優先という立場で質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

具体的に通告しておりました事柄について質問していきますので、よろしくお願い申し上げます。6点質問通告をしております。

質問の第1点、雨漏りがしていると聞きますが、その対策はとられておるのか質問いたします。あわせて建物の耐震、心配はないか。重油タンクの管理等、問題はないか。屋根の上にあるタンクは、正直私、水タンクだというのを後で聞いて、景観上もちょっとどうかなと感じましたし、衛生上、安心安全という面からいって問題ないか。消防署等から指導、勧告等は受けていないか。繰り返します。雨漏りはしていないか、建物は耐震大丈夫か、重油タンクは大丈夫ですか、消防署等からさまざま指導は受けていないかについて、雨漏りとあわせて答弁を願いたいと思います。これが1点。

続いて質問の第2。雨漏りがあるとすれば、その対策はとられているのか。雨漏りがあり、その対策がとられていないとすれば、昨年体育館の雨漏りの問題が百人委員会の総括等で問題になり、今年度既に工事を約6,000万円かけて着工になっております。そっちはそういう対応をして、いちい荘にもし対応がなかったとすれば、ちょっと寂しいなと思って、質問の第2は、そういう質問でございます。

質問の第3、建設予定地は旧農業試験場跡地ということで理解してよいか質問いたします。ここの土地は約3町歩、今年度以降住宅が36棟予定されておまして、その必要とする面積が約1町歩ぐらいではないかなと思いますので、そうすると2町歩の中の対応ということになります。場所はそこで、対応する面積は2町歩ぐらいということで理解してよいかというのが質問の第3でございます。

質問の第4、現在の特別養護老人ホームいちい荘の待機、希望しているのだが、枠がないので入所できないという人数等がもしわかるのであれば報告願いたい。病院等、私の一方的な感じですが、入院が昔と比べて短くなって、そろそろ退院ですよ、どこか施設を見つけてくださいよという肩たたきといいますか、案内が、指導があつて、実際、ではその施設を見つければなかなか見つからないというようなことで、どこに行ったらよいだろうなというような感じで悩んでいる人がたくさんあるように感じますので、現在その人数がどのぐらいあるのかなど。わかる範囲でお答え願いたいと思います。

質問の5、平成21年に社会福祉協議会に移管しているわけですが、定期的な打ち合わせとか問題の整理とかというのがなされてきたとは思いますが、社会福祉協議会との協議はしてきたのか、今しているのか、またその問題点等が提起されたこ

とがあるのかないのか。その内容についてお知らせ願いたいと思います。

質問の6、これは私の総括といいますか、考え方のまとめでございますが、いちい荘の建設は、町においては平成32年の過疎計画の中にのせてありますよというように、今までの議会で問題提起された中での答えの数字として出たのは、総合健康センターという形ですが、平成32年というようなのが明示されている、そう理解していいのかなとは思ったりしていますが、いずれ町が主体的に取り組む事項と思うがどうか。

いちい荘を建設してから40年、経費の比較的にかからない前半の30年は町が管理して、後半の傷みというか、老朽化した中の10年は社会福祉協議会。したがって、そういうのから見ても、町が主体的にこの新築といいますか、改築に取り組むことが当たり前ではないかなと、私はそう思います。そんな面で、町が主体的に早い時期に過疎計画を前倒ししてということが必要ではないかなと、そうも考えますが、いかがですか。

以上。

○議長（松浦 求君） ちょっと休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（松浦 求君） 再開いたします。

健康福祉課長、於本一則君。

〔健康福祉課長 於本一則君登壇〕

○健康福祉課長（於本一則君） 山本議員の雨漏りのところとか、施設の細かい箇所のことにつきまして、私のほうから補足説明になろうかと思いますが、説明させていただきます。

1つ目の雨漏りということで、昨年陳情書が出て、私も施設を見させていただきましたが、大雨となると雨漏りが結構ひどいということで、修理しながらやっているけれども、全てとめられる状況ではないということで聞いております。

それから、耐震の件では、耐震の診断は未実施ということで聞いております。

あと、屋根のタンクにつきましては、これは先日の陳情書で初めて知ったのですが、40年を経過し、劣化して、消防より指摘を受けて、更新または内部の改修が必要であるという指摘がなされているようでございます。いずれにいたしましても、直接的な町のほうへの要請というのがありませんで、施設管理いたしております社会福祉協議会のほうで施設の営繕しながら運営されているものと思ってございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 今課長からも答弁ありました。私も先般陳情書をいただいて視察してまいりました。いろいろ説明も受けましたけれども、雨漏りがひどいと。大変社会福祉協議会には苦勞いただいて、自前でやっていらっしゃるといようなことを非常に強く感じてまいりました。それからまた、消防署からもさまざまな指摘をいただいていると、また建物の耐震もまだしていないというふうなことでございますので、いろんなそういった状況も私も勘案しながら、やはりこれはもう急がなければならないというふうな実感を持っております。

私のほうから、3番目、建設予定地はというふうなことでございますが、以前の町議会でも質問をお聞きしまして回答しておりますが、旧農業試験場跡地は、岩手県より購入する際に、福祉ゾーンということで整備することを念頭に購入予算を議決いただいております。そういった購入した経緯もございますので、高齢者福祉施設であるいちい荘を建設するには適地であるというふうに考えております。

それからまた、現在の特養施設の待機者数はどのくらいかというふうなことでございますが、特別養護老人ホームのいちい荘及びくつろぎの家から待機者数をお聞きしたところ、先月8月末日現在で、いちい荘が70名、くつろぎの家が75名という回答をいただいております。

それから、移管先の社会福祉協議会と協議しているかということの質問でございますが、昨年度より担当課と社会福祉協議会とで建設に向けて協議をしております。協議の内容といたしましては、特別養護老人ホームいちい荘につきましては、建設予定地、それから施設の規模、それから建設事業費並びに補助制度により受けられる補助金額等の調査検討を行っております。建設に至るまでは、町ができることはしっかりと支援してまいりたいというふうなところでございます。

それから、質問の6点目、町が主体的に取り組む事項と思うがというふうなことでございますが、特別養護老人ホームは、要介護3以上の比較的介護認定の重い方々を対象とする施設でございます。高齢者福祉行政上のかなめとなる施設であることに加えまして、先月8月28日には社会福祉協議会より請願があり、改めて施設を視察してまいりまして、早期の建設が必要であるというふうな強く感じておるところでございます。今後とも社会福祉協議会と引き続き十分に協議を重ねながら、早期の建設を実現していきたいというふうなところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 関連して質問したいと思います。

質問の第1は、雨漏り対策、建物の耐震と強度といたしますか、確保、それから重

油タンクの問題については触れなかったようでございますので、何かしら埋蔵しているタンクについても、年数等の関係で問題があるというふうにも聞いておりましたが、それらは大丈夫なのかというのをおわせて答弁願いたいと思います。

それから、私は今回一般質問するに当たりまして、前に一般質問等でそれぞれの議員が取り上げて、質問して、それに対する答弁等を参考にしながら整理してみましたが、町は、町長は、今回のいちい荘の建設に当たりまして、総合福祉センターを整備するというので、過疎債もそういう名目で、過疎の計画もそういう部分で計画していると。その総合福祉センターというのはどういう施設になるかといいますと、私の理解では、いちい荘、通所型介護予防事業所、福祉作業所等を一括統合して、あるいはプラスして、健康ふれあいセンターとか、老人福祉センターもまとめて、複合的な要素も含めながら福祉と健康のゾーンにしてというような感じを町長の構想の中にはあるのかなというふうに感じました。そのことは、私の述べたそれぞれの施設には、別にそれを確認したわけでもないし、私の推量のことですから、迷惑になれば変更、撤回したいと思いますので、よろしくお願いします。

そういう考え方があるのであれば、そういうようなことで我々にも提示して教えてもらって一緒に勉強していくというような形がよいのかなと、そう思います。

またあと1点は、もしそういう複合的な施設になるのであれば、時間がかかって、いちい荘の建設がさらに先送りということにならないのかなという心配も私なりにしております。町として、その辺を町長はどう考えているのか。きょう現在で答えるにいい部分がありましたら、答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの私の質問の中の「平成32年に過疎計画に」というくだりは、前倒して対応、町長も努力するとは言いましたが、前倒して対応はできないのかどうか、答弁願いたいと思います。

それから、先月全戸に配布されました社協だより。この社協だよりの中に、たまたま今ちょっとのぞいてみたら、平成28年度の貸借対照表の中に、その他の積立金という形で2億数千万円の報告がなされている。もしかすれば、これがいちい荘のほうでこつこつとためて、建設資金に充当する金額なのかなと僕なりに理解しておりましたが、それぞれそういう誠意も酌みながら、またその前半は軽米町が管理していたわけですから、それらも加味しながらそれぞれ頑張れば、建設計画が不可能ではないと、そう思いますので、それらの対応も含めて、町長の答弁をお願い申し上げます。

整理しますと、複合的な施設、今考えられるのは何か、それから建設時期は前倒して速やかに。できればまた、どこが担当してというようなことも考えられますので、できる範囲で答弁願いたいと思います。

○議長（松浦 求君） ちょっと休憩します。

午前 11 時 45 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

○議長（松浦 求君） 再開いたします。

それでは、健康福祉課長、於本一則君。

〔健康福祉課長 於本一則君登壇〕

○健康福祉課長（於本一則君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの中で、タンクを私 1 件しか申しませんで、落ちておりました。タンクはタンクでも、貯水槽のほうはタンクの周辺のコンクリートの劣化等が見られて、清掃業者より指摘がなされということで、新規設置を促されているということでございます。また、重油タンクにつきましても、やはり 40 年以上経過しておりまして、劣化しているということで、消防より更新または内部の改修の指摘がなされているということでございました。

あともう一点、私のほうから、社協だよりの部分でございます。恐らく法人全体の平成 28 年度の貸借対照表の中身でのその他の基金積み立て資産、これは資産の部のほうです。2 億 3,910 万円程度のお金なのですけれども、これの中に平成 22 年度からの社会福祉協議会の積立金、いちい荘の新築に向けましての積立金が入っているわけでございます。平成 22 年度ですから、7 年分で 2 億 1,000 万円ぐらいはその分ということでご理解願いたいと思います。

以上、終わります。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほど山本議員からご指摘ありました老人福祉センターその他の健康保健センターですか、それに関しましては、老人福祉センターは役場の持ち物でありますので、これまでの社会福祉協議会との協議の中には、作業所、老人福祉センター、そういったものも集約化というふうなことも検討はしております。そういったものも含めて、これは福祉ゾーンという形で、今の県北分場跡地のところになるのかなとは思っておりますが、ただいちい荘に関しましては、先ほどから何回も申し上げておりますとおり、大変老朽化も激しい状況を私もかいま見てまいりました。それからまた、24 時間 365 日、その中に 60 名を超える入所者の方々が暮らしておると、またあそこで働いている方もあると。そういうことで、今後火災あるいは地震、それからいろんな災害の中で非常に心配されることもございますので、これは早く急がなければならないというふうな私も考えを持っております。

先般そういうことで茶屋議員からも、いつをめぐにするのだというようなご質問を受けました。そういうことで、平成 31 年度をめぐりに、頑張って社会福祉協議会

との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 関連して質問いたします。

計画年度は平成31年というようなことの答弁がございましたが、それはそれで、過疎計画が平成32年ですから、前倒しというようなことで、さらなる対応を速やかにというようなことで希望したいと思います。

また、答弁の中にあつた施設の雨漏りの対応については、消防署あるいは関係機関等から指導を受けたのは、速やかに対応しなければならないのかなど、そう思います。

それから、どこの課が窓口になってこのことを進めていくかということについては、答弁がなかったようでございますので、それらについても今後検討して前に進んでもらいたいという要望をして、次の質問に移りたいと思います。

火葬場の建設について質問いたします。このことにつきましても、同僚の議員が一昨日質問いたしまして、来年度というようなことの答弁がなされましたので、よかったなど、そう思っております。重複するかもしれませんが、質問いたしますので、よろしくをお願いします。

来年度、建設が計画されている施設の内容について説明をお願いしたいと思ます。どんな形の火葬場というようなことで考えておられるのか、内容について説明をお願いしたいと思ます。

質問の第2、新築を機にいたしまして、前にも一般質問で私質問いたしましたが、「火葬場」という名前を「斎場」に変更してはどうかと。大方そういう時代の流れであると思ますし、また「火葬場」というのは、今の時代に合わない、そう考えるからであります。新築を機に検討してはどうか、考えていませんかという質問であります。

また、火葬炉の数は幾らですか。1ですか、2ですか。参考までに、九戸村は2、二戸市は3だそうでございます。当町の計画は。

また、葬式の簡素化に寄与するといえますか、そういう形で何か考えておられるようなことがありますか。私勝手に、どういう施設かわかりませんが、安眠室というのを書きましたが、何かあるのか。建設に当たって、ここは変えてこうしたいかというような何かあつたらお知らせ願いたい。

それから、同僚議員の質問の最後のほうに、建設場所はどこなのかという質問があつたのに対して、当局は未定と答えました。来年建築するのに、建てる場所が未定というのはちょっと、実際は来年建たないように印象を受けましたが、未定とい

うのはどういうことですか。今の場所ではない、どこかの場所に移転すると考えられるというようなことになると、来年度建設というのは、ままたらぬというような感じに聞こえますが、どういう事情なのか、説明をお願いしたいと思います。

以上。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 第1点目の来年度建設が計画されている施設の内容についてですが、火葬場の新築に関しましては、現時点で具体的な設計内容は持ち合わせておりませんが、新築、改築等に際しましては、町民と協働参画のもとに推し進めることとし、補助率の有利な事業を活用するとともに、町民の意見要望を取り入れた施設にすることとして検討してまいりたいというふうに考えております。

第2点目の名称はということでございますが、名称また炉の数、安眠室等の計画はあるのかというような質問でございますが、火葬場とは墓地、埋葬等に関する法律におきまして、火葬を行うために火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設という規定されております。また、斎場とは、主に葬儀、葬式を行える施設全般を指すものと言われております。しかしながら、近年は火葬場を「斎場」と称する市区町村が多くなっておりますことから、当町におきましても、火葬場施設整備とともに、名称を「斎場」と改めることを検討してまいりたいと考えております。

炉の数や安眠室等の計画につきましては、現時点では具体的な設計内容は持ち合わせておりませんが、新築、改築等に際しましては、町民の意見、要望を取り入れるとともに、近隣市町村等の先進事例的な施設も参考にしながら、整備計画を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 建設場所。

町民生活課長、川島康夫君。

〔町民生活課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課長（川島康夫君） 山本議員の、建設場所が未定とはどういうことかについてお答えいたします。

先ほど町長答弁にありましたとおり、近隣市町村の先進的事例や町民の意見、要望を取り入れながら整備したいと考えておりますので、例えばアクセスのよさ、それから故人の最後のお別れにふさわしい静かな環境、そういったこと等を考慮しながら選定してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 関連して質問いたします。

候補地の問題ですが、いずれ課長が言うように、そういう環境がよいところ、町民の意向も聞きながらというようなことはわかりますが、ただ「来年度建設」というのは、私は建物が新しくなってオープンするというのが「建設」と理解しているわけです。それでいいですか。

それから、予定地は、そういうことでさまざま検討したいとなっておりますが、候補地はどこか。今の場所以外に何か所か場所を持っているわけですか。

以上。

○議長（松浦 求君） 町民生活課長、川島康夫君。

〔町民生活課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課長（川島康夫君） 山本議員のご質問にお答えします。

町長答弁では、平成30年に実施計画、それから平成31年に本体工事を予定しているところがございますので、平成30年、来年につきましては基本計画等を委託しながら、その中で建物の規模、あるいはその設備等について皆さんにお諮りしたいと思っております。

それから、候補地ですが、町道等も整備されておることから、現在の場所が最適と考えておりますけれども、これについても皆様のご意見を伺ってまいりたいと思います。

それから、先ほどの炉の数ですが、二戸市が2基です。一戸町が1基、九戸村も1基となっております。いずれ炉の数が本体工事に影響するものですから、これらについても設計コンサル等と相談しながら進めてまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（松浦 求君） 13番、山本幸男君、今3回目です。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 来年度が、まず実施計画で、何だか1年とられたなというような感じを正直持っておりますので、大変前に質問した人に申しわけないなと思っておりますが、いずれ町長、緊急な課題というようなことで、いちい荘につきましても、火葬場につきましても前倒しで、ピッチを上げて建築というようなことで頑張ってもらいたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（松浦 求君） 以上で午前中の一般質問は終わりたいと思います。

午後は、古舘議員、1時からよろしく願いいたします。

休憩いたします。

午後 零時02分 休憩

午後 零時59分 再開

○議長（松浦 求君） 午前中に引き続き会議を開きます。

◇12番 古館 機智男 議員

○議長（松浦 求君） 一般質問を行います。

12番、古館機智男君。

〔12番 古館機智男君登壇〕

○12番（古館機智男君） しんがりを務めます古館です。通告に基づいて3点について質問をいたしたいと思えます。

1点目は、メガソーラーの進捗状況についてであります。軽米町の農山漁村再エネ法に基づく基本計画によるメガソーラー建設計画と、町と協定は結びながら、基本計画に組み込まれていない笹渡、長倉、戸草内などの地区の事業者の建設計画について、その進捗状況についてまず説明していただきたい。これが1点目です。

2つ目は、メガソーラー建設による町内の雇用の創出のことです。過般町長は公の場で、草刈り等で1,000人の雇用の創出があるというお話をされました。その間、パネル清掃など、大きな雇用が創出されると述べたことを記憶しておりますが、具体的に建設工事期間中、それから完成して稼働後にと分けて作業内容、雇用人数、雇用期間、雇用形態、また待遇、賃金はどのようになるのか、そして最後に雇用者の確保の見通しなど具体的に説明していただきたいと思えます。

3点目ですが、用地契約について、例えば地権者が森林経営を続けたいという気持ちがあって、メガソーラー用地への貸与は望まない、そういう人がいれば、町とすれば、その人の意向を尊重する姿勢が大事だと思いますが、町としては基本的な対応をどのように行っているのか、この3点について、まずご答弁お願いいたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 古館議員のメガソーラーの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、メガソーラー建設計画の進捗状況についてでございますが、昨年8月に売電を開始した小軽米地区の軽米西山太陽光発電所につきましては、売電開始から1年が経過しており、自然災害などの事故もなく、また十分な発電量が確保され、順調に事業が展開されております。

山内地区の軽米西ソーラーにつきましては、現在は伐採作業がほぼ完了し、工区ごとの調整池、排水溝等の防災工事、管理用道路の築造関連工事などを中心とした工事が進められております。

軽米東ソーラーにつきましては、現在は伐採作業が50%ほど完了し、伐採作業

が完了した工区ごとの調整池、排水溝等の防災工事、管理用道路の築造関連工事などを中心とした工事が進められております。

米田地区の軽米尊坊太陽光発電所につきましては、現在工事細部の設計など、今年中の本格着工に向けて準備が進められております。

高家地区のメガソーラー事業につきましては、現在事業用地がほぼ確定し、今年度中の林地開発申請を目指して詳細設計や各種協議などが進められております。

また、笹渡地区、長倉・戸草内地区、小松地区、向川原・軽米駒木地区についてでございますが、平成27年には経済産業省の設備認定を取得し、東北電力には接続検討の申し込みを行い、接続検討結果の回答待ちの状態であります。しかしながら、今年度から国の固定価格買取制度が改正となり、本年3月までに電力との接続契約が締結されていない場合には、これまでに取得済みの設備認定が失効するとされたところですが、経過措置により猶予制度が設けられていることから、事業者におきましては、事業の採算性等から事業継続について再度検討し、笹渡地区、長倉、戸草内地区、小松地区につきましては、電源接続希望事業者が東北電力の入札制度に参加する東北北部エリアの募集プロセスに本年4月に応募し、事業を進捗すべく接続検討の継続を希望する旨、東北電力側に意思確認書を提出しているところであります。

なお、向川原・軽米駒木地区につきましては、これまで事業者により事業を進めるべく設計等各種調査とともに地権者交渉などを進めておりましたが、事業用地の確保及び事業の採算性から、やむなく事業継続を断念したところであります。

次に、メガソーラー建設による町内の雇用創出についてでございますが、建設期間及び施設稼働後におきましても、町の雇用創出と町内商店街の活性化を図るため、町内の事業者等を最優先に活用していただくこととし、既に本格工事に着手している事業者からは、メガソーラー施設整備にかかわる地域貢献対策の実施についての提案書をいただいております。

現在の建設工事期間の雇用関係であります。先行している軽米西ソーラー、軽米東ソーラーにつきましては、旧晴山中学校などの現場事務所に事務員と時間制のパートによる事務所の清掃作業員合わせて14名が雇用されております。また、事業区域内の現場につきましては、土木工事などに町内事業者が数社参画しており、約30名ほど勤務しているところであります。

そのほか町内商店や企業を最優先に利用していただくよう依頼しており、現在建設資材の発注や事務用品、燃料のほか食堂など、町内商店街業者を多く活用しており、地域に貢献していただいております。

また、工事関係者の宿泊先として、町内の宿泊施設のほか、アパートや一般空き家住宅の賃貸などに20名ほど利用しております。

施設完成後に想定される作業内容等につきましては、施設の維持管理が最低20年と長期にわたり、事業者側では町内事業者を優先に作業を委託することとしております。

具体的な雇用者数につきましては、毎年6月から9月にかけての事業用地内の草刈り業務が想定されます。例えば事業が先行している軽米西ソーラー、軽米東ソーラーにおいては、合わせて延べ人数で年間1,000人を超える程度の雇用が見込まれ、現在計画されているメガソーラー事業全体から換算しますと、延べ人数で年間2,000人ほどの雇用となり、相当数の雇用が新たに創出されると期待しております。

そのほか事業用地内の側溝、排水溝等の清掃及び管理用道路等のメンテナンス業務、また冬期間は必要に応じて事業用地内の道路等の除雪作業における雇用が見込まれております。

次に、事業者と地権者との用地契約についてでございますが、議員ご指摘のとおり、メガソーラーなどの事業推進に当たりましては、町といたしましても、地権者及び地域住民の意向を尊重することが第一と考えております。町といたしましては、事業者に対しまして、地権者への説明会や住民説明会など十分に行い、地権者及び地域住民の方々から事業内容など十分なご理解をいただきながら事業を進めるよう指導しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） 答弁をいただきました。進捗状況の関係では、基本計画に入っていないアメリカ系の外資系の最後の計画の分では、以前が単体で1,300ヘクタールぐらいのが800ヘクタールぐらいになって、さらに今向川原・軽米駒木地区の分を断念したというのをお聞きしております。それ以外のところでも、まだ見通しは明らかでないというのを答弁いただきました。

進捗状況の全体についてですけれども、今基本計画に入っているだけでも広大な面積でありますし、私は一昨日折爪岳に行って、軽米側の展望台から山内地区の軽米西、東ソーラーを含めてずっと見てきました。やっぱり上から見るから、大体その範囲の問題、その状況というのはつかめてきたわけですが、やっぱり広大な面積をきちんと見る上でも、私は今観光写真の目的でありますけれども、ドローンを軽米でも保有しているわけですが、町民の皆さんでもやっぱり工事中、それから完成後等々でも、やっぱりドローンを活用しながら、きちんとどういう状況になっているのかというのは、わかりやすくしておくことが進捗状況でも、町の把握のためにも、また町民が理解したり現実を知る上でも必要ではないかなと思う

のですが、そのような形で写真撮影等々して、周知なり理解、情報収集という形をやることについて提案したいと思いますけれども、答弁をお願いします。

それから、進捗状況の中のもう一つは、当初の事業者の変更はないかということです。この前は、ある会社の名称が変わっていたというのに気がついたわけですが、やっぱりそういう形での変遷については、正確に必要ではないか。これは巨大な事業なのですが、メガソーラーなんかで採用される資金集めの状況を見ると、SPC、特定目的会社という形で、資産流動化法に基づいてやっている部分が多いと思いますが、そういう形でどんどんと物件として変遷していく、そういう場合の契約とか、これまでの町との協定との関係にもいろんな形で対応が必要だと思いますけれども、そういう意味での変遷についても明らかにしていただきたいと思います。

先ほど進捗状況については、町長から詳しく説明がありました。あと雇用の問題でも説明がありましたけれども、特別委員会も設置しておりますので、従来のおおりの資料を、雇用の問題も含めて提出していただきたいと、この場でもお願いしておきたいと思います。

雇用の問題についてですが、先ほどもちょっと触れてあったのですが、事業が稼働後、例えば技術が必要な正規社員の雇用というのは見込まれないのか。そういう職が、職業に規制はありませんけれども、例えば草刈り作業とかパネルの清掃とかというメンテナンスの部分というのは、1年を通して安定的に働く仕事ではないと思うのです。町民が求めているのは、やっぱり年間を通して安定した雇用を求めている部分もありますし、先ほど答弁にはなかったのですが、例えば期間を区切った2,000人もの雇用という草刈りに、本当に雇用を確保できるのかどうかということも含めてどうなっているのか、再度答弁をお願いしたいと思います。

3点目の地権者の意向の尊重の答弁ですが、町長は尊重した形で対応しているというお話でございました。私の聞くところでは、ある地域では森林経営なんか続けたいと思っていたけれども、役場の対応ではないと思いますけれども、やっぱりついで利害、実際貸したいと思っている人、貸したくないと思っている人というのは地域の中で出てくるわけです。貸したくないという意思の人たちに対して、貸して収入を得たいという人も当然出てくるわけです。そういうときは、軽米町は基本計画をつくって事業を推進する立場ではありますけれども、一方町民の正当な権利と要望を守ることも自治体としての仕事だと思います。特に今回のような特定の企業の営利が目的となる開発に伴う事業というのは、土地所有者への意向の尊重が、やっぱりそれをきちんと町が守ってやるという姿勢も必要ではないかと思いますけれども、このことについても再度答弁を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） それでは、再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

〔再生可能エネルギー推進室長 平 俊彦君登壇〕

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） それでは、ただいまの古館議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、メガソーラー事業者の変遷ということでございますが、皆さんご存じのとおり、開発会社、スポンサーとしての開発会社、それから例えばその会社の100%子会社の管理開発会社、さらには倒産回避のためのSPC等あるわけでございますが、現在のところ開発事業者の変更というのは、軽米の中にはないものと認識しております。

それから、観光として、ホームページのほうでは基本計画等、再エネの部分につきましては、皆様には広く周知しているところでございますけれども、規模が規模なものですから、折爪岳852メートル、ミレットパークで360メートルですので、高さからいきますと、折爪岳の山頂から見まして500メートル上空から鳥瞰した関係なのですが、ドローンを使って折爪岳の頂上から800メートルか1,000メートルということになれば、全景をごらんいただけると思いますので、現在は事業者と毎月1回ごとに進捗状況、伐採状況等につきまして、折爪岳からの写真で事業の進捗状況を説明させていただいておりますけれども、そのような開発的な、全体的に見えるような写真等につきまして、ホームページで閲覧できるように、紹介できるかどうか検討してまいります。

それから、2,000人規模ということでございますけれども、雇用の関係でございますが、これにつきましては建設工事、それから管理関係、いろいろあるわけでございますけれども、軽米建友会を通じまして、事業者のほうに要望がありまして、事業者のほうは軽米の事業者を最優先ということで雇用していただけることになっております。軽米町内の事業者数社から、参入する意向があるとのことでございますので、かなりの人数の軽米の住民の方の雇用が創出されるものと考えております。

それから、メガソーラー建設事業による用地契約でございますけれども、いずれ町としましては、住民のご理解をいただけるよう指導しているところでございますけれども、現在のところ、ほとんど反対といえますか、ございませんで、いずれ事業を推進するには地権者の方々の意向を尊重しまして、設計の見直し等事業者のほうで事業を実現するように、住民の方々の意向を尊重しながら進めているようでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 12番、古館機智男君。

〔12番 古館機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） メガソーラーの問題については、雇用の問題とか、まだまだ不十分、私も十分理解できないところがありますが、質問は打ち切らせていただきます。ただ、地権者の意向の尊重については、きちんと意向の尊重は明言しておりますので、町民の個々の利益、地権者の、そういうことを十分に配慮された運営をしていただきたいということを申し上げて、2項めに入りたいと思います。

ことしの夏の日照不足、低温による農作物への影響と昨今の全国的な異常気象の常態化の状況と、昨年10号台風災害の経験と教訓を踏まえた町の災害対策について質問したいと思います。

まず1つ目は、農作物への影響ですが、質問通告を準備する段階では、1カ月も続くような連日の小雨が降って、おてんとうさまも拝めず、農作物に大きな被害が出ると心配していましたが、その後の天気の回復も見られていますが、主な農産物の作物別の影響と生育状況について説明を求めます。

さきの施政報告の中でも触れましたけれども、もう少し詳しく説明していただければと思います。

また、軽米町には県の農業研究施設もあり、専門家や農業関係団体との協議をされた上で、これからの栽培管理の指導等々が必要だと思えますが、そういう形で県、専門家の方と協議しながら町当局が進めているのかどうか、そのことについても質問いたしたいと思えます。

2点目は、「過去に経験したことのないような大雨」と表現するニュースがたびたび流されますが、軽米でも大被害を出した10号台風は、昨年の9月の定例会の真っ最中だったことを今思い出しております。そして、これからが台風シーズンになります。昨年の経験、教訓を踏まえた災害前の事前の取り組みが必要と考えますが、具体的には災害の発生が予測される気象状況について、きのうの岩手日報に「台風10号教訓秋田に生きた」という見出しの記事がございました。町長も見たかもしれませんけれども、昨年度まで盛岡気象台長を務め、ことしから秋田の気象台長にかわられたその台長が、岩手の10号台風のときの経験を生かして、市町村長とのホットラインを構築して、豪雨の見通し、それから首長の避難指示や避難勧告の発令につなげ、犠牲者がゼロになったという報道がありました。岩手県の盛岡気象台長は、新しい方が赴任されていると思うのですが、町長は町と気象台の関係でのホットラインというのを、こっちが持とうと思ってできるかどうかはわかりませんが、そういう経験を踏まえて持っているのか、そのことについても質問いたしたいと思えます。

また、3つ目としては、雪谷川ダム管理の推移、越流情報ですが、昨年10号台風のときは、越流をしているのにサイレンが故障のために鳴りませんでした。そして、住民への越流による増水情報が伝わりませんでした。サイレンについては、

最近試験放送などがありましたから、今回は大丈夫ではないかなと思いますが、きちんと点検をしていくことが必要だと思います。

実際に10号台風のときには、改修された雪谷川の堤防を超えるぎりぎりのところまで水が上がり、もう少しで町の中心部に近いところでも冠水などが起こるところでした。また、小軽米地区のダム直下のところなどの地域でも、堤防を越えるまでの30センチ、50センチという状況だと、そういう情報もあります。ですから、この越流という情報が、本当に大事なものであるということは明らかではないでしょうか。

また、改修されていない下流の横井内地区や山内地区では、町道がもう冠水、また決壊をしていて、平成11年の災害を上回る大災害に下流地域ではなっております。そういう意味で、ダム管理とかのことについて、災害情報についての準備はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

3点目は、災害弱者への対応です。岩泉町で大きな犠牲者が出た介護施設の教訓が生かされているのか、介護施設への情報提供の体制、施設の避難計画の作成と避難訓練などがきちんと確認されているのか。そして、施設だけに任せるのではなくて、施設そのもので何が困っているのかということの親切な援助と指導が必要だと思いますが、その対応についてどのようになっているのか、まず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松浦 求君） ちょっと休憩します。

午後 1時30分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（松浦 求君） 再開します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） まず、台長とのホットラインというふうな話でございましたが、これは携帯の電話番号を教えてくださいまして、そういったホットラインは持っております。

まず1番目、私答えたいと思います。それから、2番、3番に関しましては、総務課長に答弁させたいと思います。

まず1番目の日照不足、低温による農作物などに対する影響及び大雨、集中豪雨などの自然災害と昨今の異常気象の常態化や昨年の10号台風災害の経験を踏まえた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ことしの気象状況については、春から天候はおおむね良好に推移し、心配された水不足についても回避され、凍霜害の被害もなく、作業全般的には平年並みに進み、

おおむね順調でありました。しかしながら、7月下旬からの低温、長雨、日照不足等により農作物の生育に影響が出てきております。

各関係機関から収集した情報であります。麦やブルーベリー、ホップにつきましては、天候の影響もなく良好でありました。大豆や野菜、花卉、果樹につきましては、長雨、日照不足等により肥大不足等の影響が出てきております。

たばこにつきましては、長雨の影響により多少の被害が出てきております。

水稻につきましては、影響が不確定であります。登熟不良が予想されております。

栽培管理等の指導につきましては、新岩手農業協同組合を中心に農家の戸別訪問や栽培研修会などを開催し、各農家へ指導を行っているところであります。今後も農協や農業共済など、関係機関と連携し、被害の把握と栽培管理等の指導に努めてまいります。

2番、3番に関しましては、総務課長に答弁させます。

○議長（松浦 求君） 総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 古館議員からの大雨災害等に係る取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、今年の台風10号を踏まえた教訓とした取り組みというようなことでございますが、今年の台風10号にかかわらず、以前から自助、共助ということで、自主防災組織がぜひとも必要というふうな認識を持っていたところですが、それにつきましては、昨年度末の要綱の制定、あと地域活動支援事業費補助金等のメニューに加えるなど、その辺の効果を図るというふうなことで、一つの対策としたいと思っております。

あと、先ほど町長からもお答えありましたけれども、気象台のホットラインがあります。また、そのほか馬淵川、新井田川水系の災害対策協議会というのを4月から5月に立ち上げようということで、これは河川事務所等もメンバーに入っておりますけれども、そういったことで今取り組みが進んでおります。

具体的には、7月の後半に第1回目の会議を開くこととされておりましたけれども、ちょっと一部に災害が予想されたものですから、そのときの会議は延期になりまして、またこの議会終了後に会議が開催されることになっております。そうした関係機関のやはり情報連携強化、あと素早い情報共有というのが今後の鍵になっていくのではないかなというふうに考えてございます。

次に、雪谷川ダムにつきましては、テレメーターを通しまして、役場に随時貯水量や流入量などのデータが送られており、常に監視しております。大雨などによって、貯水量が増加し越流をするような場合には、機能的に越流後は放流量の調整を

失ってしまうことがありますので、ダムの越流が予想されるときには、住民に対して防災行政無線等で河川等に近づかないようにお知らせしているところでございます。

次に、災害弱者の対策でございますけれども、介護施設に係る避難計画の策定でございますけれども、当町において河川の周囲、大雨洪水等の影響を受けるとと思われる施設は、1施設が小軽米地区にございます。この施設につきましては、今年の台風10号災害を踏まえ、避難計画を策定し、避難訓練等を実施しているというふうなことでございます。その他の施設につきましても、土砂災害以外の地震、火事等に係る避難計画は策定され、避難訓練も定期的に行われているというふう聞いてございます。

そのほかの災害弱者につきましては、施設利用者だけではないわけでございますけれども、当町におきましては、平成21年度に災害時要援護者避難計画を策定しております。避難後の支援が必要な方、あるいはそれを支援できる方というような結びつけ方等を行っている避難行動要支援者台帳等を整備し、災害発生のおそれがあるとき、あるいは災害が発生したときに関係機関等と情報を共有しながら、災害弱者の避難対策に当たることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） それでは、再質問をいたします。

ちょっと関連にもなりますけれども、この大雨の災害と森林、山林の関係で密接な関係があると思います。森林は、水源の涵養や保水機能を持ち、大雨災害などを未然に防ぐ役割を果たしています。今軽米の山の木がどんどん切られているのが目立っています。これは、私だけではなく、多くの人たちからもそのことを耳にしています。

森林伐採の背景には、メガソーラー用地の確保のための伐採もありますが、そのほかにカラマツの需要が多いということや、アカマツは松くい虫の北上が心配されて、被害に遭わないうちに伐採するというような、そういう傾向もあると言われておりますし、またバイオマス発電のためのという形が背景にあると言われております。山の関係者などの中では、山の木が切れるのは、あと2年くらいかなという声も上がっているそうです。そうすると、大雨の災害に対して軽米町の山林、また森林は危機的な状況に陥るのではないかという心配をしています。要らない心配だといいますが、実際に山の木がどんどん切られている中で、非常に私は深刻に受けとめています。そうすると、防災計画の見直しとか検討も今必要になってきているのではないかと思います。

今異常気象が当たり前の時代に入っている中で、町全体の防災計画と同時に森林保全計画も再検討する時期に今あるのではないか。特に軽米の山林は、国有地はなくて、ほとんどが民間用地ですから、いろんな意味での計画の実施というのは難しいことが多いと思いますが、自然豊かな軽米の根幹をなす森林保全のあり方について、町長、また副町長の所見がありましたら、答弁を求めたいと思います。

さらに今、先日の報道で見ましたけれども、岩泉町の災害が大災害になったのは、北上山地の構造が非常に古い地層で、安定した強固な岩盤の上にあって、同じような北上山地の一部である軽米町、そういうのはやっぱり非常に災害が大きくなるという報道がありましたけれども、そういうことも含めて、これからの防災計画、森林計画等々について再検討、見直しということの必要性を強く感じているのですが、その点について、町長、副町長、何かありましたら、答弁を求めたいと思います。

○議長（松浦 求君） 副町長、藤川敏彦君。

〔副町長 藤川敏彦君登壇〕

○副町長（藤川敏彦君） 古館議員のご質問についてお答えします。

私も森林の伐採と、あと水の取水の関係、昔いろんな計画を立てたことがございますけれども、どのぐらい雨が降ればどのぐらい水量が出てくるかというデータは、どこを探しても実はございません。というのは、山はいろいろその環境によって、角度ですとか、斜度ですとか、あと樹種、林齢、また土層の関係、それによって違いますので、マニュアルといいますか、どのぐらい、先ほど申し上げましたように、データがないというのが実情でございます。言うなれば、その場その場によって適切に判断する必要があるのかなというふうに思います。

では、軽米ではどのようにすればいいのだと、提言も含めてお話がございました。確かに北上山系、非常に真砂土地帯ですので、一度崩壊してしまうとエロージョンといいますか、どんどん浸食を起こして非常に危うい状態になります。私も岩泉町とか、あと旧川井村、その辺でいろいろ伐採したことによって、ただ伐採というよりも、その伐採したときの施業といいますか、どのような形で伐採したのかというのが、その後の山の崩壊について大きな影響がございます。具体的に申し上げますと、大規模な材を普通トラクターで引っ張ってくるのですが、そのまま引っ張ってきて土壌を攪拌したり、あと一番はよくジグザグ道路、雷みたいな道路を通します。どうしてもそれが一番安く材を伐採できますので、そのような形で伐採して、それが結局山に復旧にならなくて、普通は日本は雨が多いですので、大体山林に復旧してくるわけですが、やはりそういった崩壊するようなところでは、そして寒冷地ではなかなか難しいというふうに考えております。

私たち、では軽米はどうかと申しますと、ご案内のとおり、旧川井村とか岩泉町、また釜石市とかに比べまして、比較的山は平準でございます。ですから、む

やみやたらな伐採方法とか、大規模な伐採といっても、やはり問題はあるかと思えますけれども、再エネ計画の中で10%以内というふうに定めて、そういった合意を得ていますので、恐らく大丈夫なのかなというふうに思えますけれども、これについては大丈夫ということではなく、やはり雨降ったときのデータを収集したりしながら、これからの災害対策に役立てていく必要があるのかなというふうに思います。

あと市町村の計画についてなのですが、国の全国森林計画というのがございまして、その後に森林管理局ごとの計画、そして実施計画的なそれぞれの営林署ごとの計画があつたりします。そして、県の計画もございまして、それに大体基づきまして、市町村の森林整備計画を5年に1回つくっております。5年に1回つくるというよりも見直しをしております。

そのときに、今までの計画が果たしていいのか、いろいろその土地区分をしておりますので、ここは守るべきものとか、ここは水土保持にするとか、ここは循環利用林としてどんどん利用していくとか、その辺の必要な見直しをしっかりとしながら、防災対策に役立てる必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） 森林の関係と災害の関係、本当にそういう意味では町民の皆さんもいろんな形で心配されたり、それから森林、自然の豊かさというのが軽米町の最大の資産というか、資源だと思いますので、そういう意味で、これからの取り組みをしていただきたいというのを申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

就学援助制度についてであります。基本的には、3月の議会でも質問をしております、検討を約束していたり、あとことしの3月31日に文科省の通達で要保護児童への就学援助制度の改善が行われました。3月の議会段階でも大体方向が見えてきておりましたものですから、支給の一部増や、入学準備の段階での入学前の支給が可能になっています。軽米町では、具体的にどうするのか、答弁を求めたいと思います。

あと、準要保護の関係についての認定についても、提案したり、一部担当者が検討も約束をしておりましたが、それについての検討内容と、ことしの実施計画についてお聞きしたいと思います。

あと、3つ目は給食費の一部助成で、準要保護世帯の方が給食費を未納している場合、これちょっと質問通告に不十分なところがあったものですが、準要保護世帯の方の給食費が未納になっている場合の、その対応についてはどのようなになっているのか。納められない場合は、ペナルティーで実際に給食の補助がなされな

いということになっておりますが、この準要保護者に対する対応についても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 古舘議員の就学援助制度についてのご質問にお答えいたします。

学校教育法第19条で「経済的な理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されており、市町村が行う援助として、就学援助制度がございます。就学を援助する世帯は、要保護世帯と準要保護世帯に区分され、要保護援助費については、国が市町村に補助する形で行われ、準要保護援助費については交付税化され、毎年援助を行っているところでございます。

平成29年3月31日付で文部科学省から発せられました通知は、要保護児童生徒援助費補助金について、その予算単価の見直しと入学前に市町村が支給した新入学児童生徒学用品費等についても新たに補助対象とすることについての改正でございました。

要保護児童生徒につきましては、生活保護世帯が該当するため、就学費用のほとんどが生活保護費で支給されており、町からの援助費は修学旅行に係る経費と医療費のみとなっております。

今回の補助制度の改正を受けまして、支給単価の増につきましては、年度内に追給することとしたいと考えております。

また、入学前の児童生徒に係る学用品費等への援助につきましても、来年度の入学者から入学前の支給に向けて検討してまいります。

準要保護世帯の認定基準につきまして、簡素化することと、町民の皆様への周知についてのご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、援助制度をなるべくわかりやすく、また町民の皆様へ広くお知らせすることが大切であると考えております。

教育委員会では、毎年学校を通じて保護者の皆様へ制度内容をお知らせすることと、また町のホームページに掲載することにより、広くお知らせしてまいりましたが、今後さらに制度をわかりやすく広く周知することに努めてまいります。

準要保護児童生徒への給食費助成につきましては、毎月の給食費を全額援助していることから、一部助成は行っておりません。

平成29年9月現在、要保護児童生徒は4名、準要保護児童生徒は59名認定されておりますが、今後につきましても学校と連携を図りながら、子供たちの生活状況を細かく見守ることにより、就学援助の必要な児童生徒を早期に把握し、全ての児童生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう援助してまいりたいと考

えております。

以上、答弁いたします。

○議長（松浦 求君） 以上をもって本日の一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） 次の本会議は、9月15日、午前10時からこの場で開きます。

本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 1時52分）